

2018年4月25日

文責：東充洋

議会基本条例の実施検証報告

平成28年8月19日、『議会基本条例』を所管する議会運営委員会を開会し、議会基本条例の実施検証を行った。

冒頭、委員から議会基本条例の所管は議会運営委員会で行う事とし、議会基本条例実施検証や条例の見直しは、全議員で行うことが望ましいとの提案があり、全会一致で次回からの検証・見直し等については、全議員で行うことに決定された。

今回の検証方法は、前回、平成27年4月13日に行われた議会基本条例の実施検証において行った『議会基本条例の実施状況検証結果（総括表）』に基づき行われた。

具体的には、前回の検証で各委員の意見はすべて一致するところまではいっていないが多数決方式で「○出来ている」「△一応出来ている」「×出来ていない」との結果において、「×出来ていない」について以下の条例について検証を行った。

（議員と町長等執行機関の関係）議会基本条例第7条第4項 議会は、議員が行う町長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう町長等に求める。

結論は、条例・規則が制定されていないため、議長が町長と日程を調整し、委員長も同席して制定されるよう要請するとした。

町長・副町長同席で条例・規則の制定について要請を行った。町は、まちづくり基本条例の検証結果を広報に掲載しており、文書の記録としては、自治会要望やタウンミーティングでの要望は記録し、広報で公開をしている。要望等に係る記録の作成並びに定期的な公表についての条例は、どの程度を記録の範囲とするのか、また、定期的な公表とは、どの程度の情報を公表するのかが難しいため研究中であるとの回答。

(最高規範性) 第20条第2項 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

結論、改選後、新たな議員に対してオリエンテーションが行われた。新たな議員だけでなく、すべての議員が最高規範を再確認し、活発な議会にしていくことを確認。

(予算及び決算における政策説明) 第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成を求めるものとする。

委員から「×出来ていない」との評価ではないが、議案審議する上において詳細な資料と説明を求める意見が出された。

結論、町執行機関に審議途中でも各々の議員から資料等について指摘事項があれば進んで行い、また、町執行機関に詳細な資料と説明を促すための議論を行う事を確認した。

以上、『議会基本条例』を所管する議会運営委員会の報告とする。